

骨太方針 2007 環境関連部分抜粋 (目次)

第 1 章 新しい日本の国づくりに挑む

第 2 章 成長力の強化

1. 成長力加速プログラム
 - 成長力底上げ戦略
 - サービス革新戦略
 - 成長可能性拡大戦略 - イノベーション等
2. グローバル化改革
3. 労働市場改革
4. 地域活性化

第 3 章 21世紀型行財政システムの構築

1. 歳出・歳入一体改革の実現
2. 税制改革の基本哲学
3. 予算制度改革
4. 公務員制度改革
5. 独立行政法人等の改革
6. 資産債務改革
7. 市場化テストの推進
8. 地方分権改革

第 4 章 持続的で安心できる社会の実現

1. 環境立国戦略
2. 教育再生
3. 少子化対策の推進・再チャレンジ支援
4. 質の高い社会保障サービスの構築
5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化
6. 多様なライフスタイルを支える環境整備

第 5 章 平成20年度予算における基本的考え方

1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方
2. 平成 20 年度予算の方向

第4章 持続的で安心できる社会の実現

次の世代に自信を持って引き継げる社会をつくるために、以下に取り組む。

第1に、地球環境問題に積極的に対応し、「京都議定書」の目標達成、2013年以降の国際枠組みづくりに貢献する。

第5に、世界に誇れる治安を取り戻し、自然災害等にも強靱な社会にする。また、エネルギー政策を戦略的に推進する。

1. 環境立国戦略

「21世紀環境立国戦略」に示された生物多様性保全、持続可能な資源循環の確保などの戦略を推進しつつ、地球温暖化問題に積極的取り組み、環境保全と経済成長を実現する。

【改革のポイント】

1. 京都議定書削減目標の確実な達成に向け、取組を加速する。
2. 世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減することを目指し、リーダーシップを発揮する。

【具体的手段】

(1) 京都議定書削減目標の確実な達成に向けた取組の加速

- ・政府は、庁舎のグリーン化など温室効果ガスの削減に率先して取り組むとともに、自治体に実行計画の公表を要請する。
- ・産業部門等については、環境省及び各所管府省として、サービス業を中心とした未策定業種での自主行動計画の策定・公表を要請するとともに、既策定業種での目標引上げ、目標の定量化等を促進する。また、中小企業における排出削減対策を推進する。
- ・業務・家庭部門等については、住宅・建築物の省エネ性能の向上、省エネ機器の普及促進を図るとともに、政府として、「1日1人1kg」の温室効果ガスの削減をモットーとして、ライフスタイルの見直しや、家庭と職場での努力や工夫を呼びかけ、新しい提案の公募を行いながら、国民運動を展開する。
- ・国民運動の一環として、サマータイムあるいはそれに準じた取組（勤務・営業時間の繰上げ）の早期実施について検討する。その実施が残業時間の延長につながらないようワークライフバランスの取組を併行して進める。
- ・バイオマス等新エネの導入、「美しい森林づくり国民運動」の展開を始めとする森林の整備・保全等の森林吸収源対策の着実な実施、京都メカニズムの活用等を進める。

- ・以上を踏まえた「京都議定書目標達成計画」の見直しを平成 19 年度中に行う。また、その基本的内容を平成 19 年夏までに明らかにする。

(2) 2013年以降の国際枠組み構築に向けたリーダーシップの発揮等

- ・「2050 年半減」の長期目標の実現に向けて、「革新的技術の開発」とそれを中核とする「低炭素社会づくり」という長期のビジョンとその実現への道筋を平成 20 年の北海道洞爺湖サミットに向けて明らかにする。
- ・「美しい星 50」に示された 3 提案・3 原則に基づき、我が国のリーダーシップの下で成功した、平成 19 年のハイリゲンダムサミットでの合意を基礎として、平成 20 年の北海道洞爺湖サミットにおいて、2013 年以降の具体的枠組みづくりに成果を挙げられるよう取り組む。
- ・同原則を実現していくため、途上国支援のためのある程度の長期で相当規模の新たな「資金メカニズム」の構築を検討し、国際社会にも同調を呼びかけ、協調して行う。また、エネルギー効率の向上に関する国際的取組を世界に拡大するとともに、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的取組・支援を推進する。さらに、途上国の公害対策と温暖化対策の一体的取組のための協力方策や、排出量取引、経済的インセンティブなどの手法を、施策の効果や経済への影響など幅広い観点から検討する。
- ・上記の地球温暖化問題への取組に加え、3 R、エコイノベーション、環境教育、農林水産業の環境保全機能の発揮、水不足、水質汚濁等世界の水問題への対応、違法伐採対策、ヒートアイランド対策等を含め、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を実現するための取組を統合的に推進する。

第 5 章 平成20年度予算における基本的考え方

2 . 平成20年度予算の方向

平成20年度予算は、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算である。歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う。

(1) メリハリの効いた予算編成

成長力強化と財政健全化の双方を車の両輪とする「経済・財政一体改革」の考え方の下、上記の基本姿勢に沿って、改革努力を継続する厳しい概算要求基準を設定し、メリハリの効いた歳出の見直しを行う。「第 2 章 成長力の強化」、「第 4 章 持続的で安心できる社会の実現」に述べた取組を推進する。そのため、予算面において所要の対応を行うことを含め、予算配分の重点化・効率化を行う。